

發行ノ「労働・財政及戦争」(「Labour, Finance, and the War」)(此書、一九一五年乃至同一六年間ニ英國學術獎勵協會ノ經濟學及統計學部ニ依リテ爲サレタル研究ノ結果ヲ公ニシタルモノニシテ一九一六年倫敦ニ於テ發行セラル)第二章ニ在リ、就キテ之ヲ看ルニ現在及將來ニ亘リテ産業不安ノ重大ナル原因ヲ成スベキモノハ凡ソ七アリトス。

## 産業不安ノ原因ト其ノ

### 救治策

山本美越 乃

一九一五年なんちみすたーニ於テ開カレタル英國學術獎勵協會(The British Association for the Advancement of Science)ハ、戦時及戦後ヲ通ジテ産業社會ノ保調的發達ヲ期センガ爲メニ、特ニ委員ヲ選ミテ産業不安(「Industrial unrest」)ノ原因及其ノ救治策ニ關シテ攻究スル所アラシメシガ、該委員ノ研究ノ結果ハ載セテ同協會

- (一) 社會ノ進歩ト共ニ労働階級モ亦一般ニ其ノ生活標準ヲ高メントスル希望ノ旺シナルニ至リタルコト、
- (二) 労働階級ノ生存問題ニ關シテハ彼等自ラ之ヲ決定シ從テ労働條件ノ如キモ或程度迄ハ自己ノ任意ニ之ヲ左右シ得ルニ至リタルコト、
- (三) 規則正シク其ノ職業ヲ得ルコトノ困難トナリシコト、
- (四) 現今ノ産業組織ノ下ニ於ケル業務ノ單調ナルコト、
- (五) 生産ニ従事スル者ノ經濟社會ノ實況ニ關スル知識ノ缺如セルコト、

(六) 企業者間ニ斷エズ有效ナル勞力ヲ得ントスル希望ノ旺ンナルニ至リタルコト、

(七) 今次ノ戰爭ノ直接ノ影響、

然カモ是等ノ原因ニ對スル救済ノ立策ニ關シテ特ニ注意スベキコトハ、

第一、社會ノ進歩ト共ニ勞働階級モ一般ニ其ノ生活ノ標準ヲ高メントスル希望ノ旺ンナルニ至リタルコトハ、彼等ヲシテ屢々賃金増加ノ要求ヲ敢テセシメ、其ノ結果産業上ノ不安ヲ惹起スニ至ルコトハ、現ニ吾人ノ目撃シツツアル所ニシテ、勞働者間ニ於ケル不穩ノ行動ハ多クハ、生活費ノ昂騰ニ基クモノト云フモ不可ナク、殊ニ今次ノ大戰ハ生活資料ヲ著シク騰貴セシメ、假令賃金ノ一般的騰貴ヲ以テスルモ尙ホ物價ノ騰貴ニ及バザルコトハ、彼等ヲシテ益々不安ノ状態ニ陥ラシムルニ至レリ、固ヨリ勞働階級ガ社會ノ進歩ニ伴ヒ其ノ生活ノ標準ヲ高メントスル希望ハ、毫モ之ヲ咎ムベキニ非ズト雖ドモ、然カモ其ノ程度ハ其ノ國ニ於ケル産業上ノ發達ノ程度ニ依リテ制限セラルベキモノニシテ、一

國ノ産業的活動ニシテ著シキ進歩ノ跡ヲ認ムベカラザル時ハ、獨リ勞働階級ノミ賃金ノ増加ヲ要求スルモ、ソハ畢竟不可能ノコトニ屬ス、故ニ産業不安ノ一原因ヲ成ス勞働階級ノ生活ノ標準ヲ高メントスル希望ヲ充タサント欲セバ、諸種ノ方面ヨリ其ノ國ノ産業上ノ活動ヲ旺盛ナラシメンコトニ努ムルヲ以テ先決問題トナサザルベカラズ。

第二、企業者ハ成ルベク賃金ノ低廉ヲ計ランガ爲メニ過長ノ勞時及過度ノ勞働ヲ要求セントシ、又勞働者ハ其ノ業務ニ勵精セズシテ故意ニ生産額ヲ制限セントスルガ如キ風アルハ、産業上ノ不安ヲ増加セシムル第二ノ原因タリ、故ニ此ノ點ニ關シテハ企業者ハ單ニ彼等ノ支拂フベキ賃金額ノミヲ考慮セズシテ、更ニ勞力ノ生産費即チ勞働者ノ生活費及必要費ニ關シテモ斷エズ留意スルノ必要アルト共ニ、又勞働者モ其ノ業務ニ勵精セズシテ故意ニ生産額ヲ制限セントスルガ如キ態度ニ出ヅルコトハ、結局賃金支拂ノ資源ヲ減少セシメ、延イテ勞力ニ對スル需要

ヲ減退セシムルモノナルコトニ注意シ、企業者及勞働者ノ双方ニ對シテ常ニ是等ノ點ヨリ覺醒ヲ促スノ必要アリ。

第三、規則正シク一定ノ職業ヲ得ルコトノ困難トナルルコトハ、又現今ノ産業社會ニ於ケル不安ノ一原因ヲ成スモ、之ニ對シテハ積極的ニ其ノ救治方法ヲ講ズルコトハ殆ンド不可能ニシテ、唯消極的ニ失職保險等ノ制度ヲ普及セシムルコトニ依リテ、勞働階級ノ受クル不利ノ影響ヲ可及的輕減セシメンコトニ努ムルノ他ナシ。

第四、現今ノ産業組織ノ下ニ於ケル業務ノ單調ナルコトハ、勞働者ニ不平倦怠ノ念ヲ生ゼシメ、終ニ産業上ノ不安ノ一原因ヲ成スモ、之ニ對シテハ能フ限り工場内ニ於ケル仕事ノ轉換ニ注意スルト共ニ、更ニ工場外ノ勞働者ノ生活狀態ヲシテ多趣多様ナラシムル様留意スルノ必要アリ。

第五、生産協力者殊ニ勞働階級ニ屬スル者ノ經濟社會ノ實況ニ關スル知識ノ缺乏ハ、屢々企業者ニ對シテ當然主張シ得ベキ正當ノ要求ヲ逸

シ、却テ其ノ目的ヲ達スルコト能ハザルガ如キ不當ノ要求ヲ容レシメントスルノ無謀ニ出ヅルコトアリ、斯カル原因ニ基ク産業上ノ不安ハ全ク理由ナキモノニシテ、啻ニ勞働者ノ主張ヲ貫徹スルコト能ハザルノミナラズ、又彼等ニ對スル一般社會ノ同情ヲモ之ヲ失セシムルノ結果ヲ生ズルガ故ニ、當事者双方ノ要求ヲシテ正當ノモノタラシメントセバ、彼等ヲシテ斷エズ經濟社會ノ實況ニ關スル知識ヲ得セシムルコトニ注意セザル可カラズ。

第六、企業者ガ常ニ規則正シク且有效ナル勞力ノ提供者ヲ得ンコトニ努ムルハ固ヨリ當然ニシテ、此ノ目的ヲ達セント欲セバ彼等自ラモ亦斷エズ勞働者ニ對シテ規則正シク勞働ヲ課シ、過長ノ勞時及過度ノ勞働ヲ要求スルガ如キコトアルベカラザルト共ニ、勞働者モ單ニ目前ノ小利害ニノミ着眼スルニ非ズシテ、假令一時多少ノ不利ヲ忍ブモ永久ニ彼等ノ地位ヲ安固ナラシメンコトニ注意セザル可カラズ、此ノ如クセバ勞力ノ選擇ニ原因スル産業上ノ不安ハ自ラ其ノ

度ヲ減ズルニ至ルベシ。

第七、戦争ノ直接ノ影響即チ今次ノ大戦ガ企業者及労働者ニ及ボシタル影響ヲ一般のニ觀察スル時ハ、前者ハ概シテ莫大ナル利益ヲ收メ得タルニ反シ、後者ハ往々戦時非常ノ場合タル理由ノ下ニ過長勞時及過度ノ労働ヲ要求セラレ、加フルニ生活費ノ暴騰ハ假令賃金ヲ増加セララルコトアリトモ、尙ホ其ノ享クル所ノ利益ハ到底企業者ノ巨利ニ比スベキニアラズ、是レ開戦以來各國ニ於テ同盟罷業ノ頻々トシテ行ハレタル所以ニシテ、此ノ原因ニ基ク産業上ノ不安ハ現今ト雖ドモ未ダ全ク除去セラルルニ至ラザルナリ。

凡ソ産業不安ノ諸種ノ原因中賃金及勞時ノ問題ヲ中心トセルモノニ關シテハ、或ハ和解ノ方法ニ依リ、或ハ強制又ハ任意ノ仲裁方法ニ依リ、或ハ企業者及労働者ノ双方ヨリ代表者ヲ選出シテ協議會ヲ設クルコトニ依リ、或ハ利潤分配ノ方法ヲ實行スルコトニ依リ、或ハ労働者ヲシテ直接其ノ事業ニ密接ナル關係ヲ有セシメ労働者

タルト同時ニ企業者タル地位ヲ獲得セシムルコトニ依リテ、之ヲ救済センコトニ努ムルヲ從來ノ慣例トナスモ、和解及任意の仲裁方法ハ其ノ實際上ノ效果頗ル薄弱ニシテ、此ノ種ノ爭議ニ對シテ何等強制力ノ伴ハザル解決方法ハ、徒ラニ産業上ノ不安ヲ反覆セシムルニ過ギズ。故ニ個人ノ自由ヲ尊重シテ安リニ強制ヲ加フルコトナキ英國ノ如キニ在リテスラ、一九一五年ノ戰時軍需品條例 (Munitions of War Act) ハ企業者及労働者ノ反對アリシニ拘ラズ、強制仲裁主義ヲ採用スルニ至レリ、然レドモ假令強制主義ニ依ルモ仲裁制度ハ要スルニ消極的ノ解決方法タルニ過ギザルヲ以テ、更ニ積極的ニ其ノ不安ヲ除去スル方法トシテ利潤分配法及事業持分參加法ナルモノヲ採用セラルルニ至リタリト雖ドモ、前記ノ委員等ハ産業社會ニ於ケル不安ヲ救済スル方法トシテ、別ニ左ノ意見ヲ發表シ且廣ク之ヲ採用センコトヲ勸奨セリ。

(一) 企業者及労働者ノ一般の態度ニ就キ現在ノ状態ニ改善ヲ加フベキ點多クアリト雖ドモ、

先づ是等ノ兩者ヲシテ勞働上ノ諸種ノ問題ニ關シテハ直接協議セシムルコトヲ避ケ、彼等双方ノ信賴セル代表者ヲ通ジテ之ヲ協議セシムルコトトセバ相互ノ理解ヲ速カナラシメ、比較的公平ナル見地ヨリ當事者双方ノ利益ヲ保護セシムルコトヲ得ベシ、又企業者ニ對シテ特ニ注意ヲ促スベキハ、彼等ハ常ニ勞働者ニ支拂フ賃金額ニノミ重キヲ置カントスルノ風アルモ、更ニ當該生産事業ニ必要ナル勞力ノ生産費即チ勞働者ノ生活費及必要費等ヲモ考慮セザル可カラズ、又勞働者ヲシテ常ニ經濟社會ノ實況ニ通ゼシムルト共ニ、其ノ因果關係ヲ理解セシムル様努ムルコトハ産業上ノ不安ヲ豫防スルニ最モ有效ナル方法ノ一タリ。

(二) 當事者間ニ於ケル爭議ヲ決定スベキ有力ナル機關ノ設置ハ次ニ重要ナル問題ニシテ、之ニ關シテハ各種ノ事業ニ從事セル企業者及勞働者ヲシテ互ニ協同シテ斯カル機關ノ設置ニ努力セシムベク、其ノ最モ有力ナルモノノ一ハ一定ノ地域内ニ於ケル企業者及勞働者ノ組合ヲシテ、

事業ノ種類ニ應ジテ個別的ニ斯カル機關ヲ組織セシメ、該機關ハ國家ノ公認ヲ得テ賃金・勞時其ノ他一切ノ重要問題ヲ審議シ、一度之ヲ決定シタル以上ハ罰則ヲ附シテ各企業者及勞働者ニ之ヲ遵守セシムルノ方針ニ出ヅルニ在リ、而シテ是等ノ機關ニ依ルモ尙ホ爭議ヲ解決スルコト能ハザル場合ニハ、最終ノ決定機關トシテ全國聯合ノ一機關ヲ設クルヲ要ス。

(三) 更ニ産業上ノ不安ヲ除去スベキ有效ナル他ノ方法ハ、企業者及勞働者ガ各生産事業ニ對シテ互ニ和衷協同ノ實ヲ舉グルコトヲ得ル様、現今ノ産業組織ヲ根本的ニ改メシムルニ在リ、即チ單ニ生産階段ニ屬スル諸般ノ問題ノミナラズ、其ノ生産物ノ分配ニ關スル問題ノ如キモ、可及的當事者双方ノ合議ニ依リテ之ヲ決定セシメ、互ニ利害關係ヲ一ニセル者トシテ協心同力セシムルヲ要ス、殊ニ嶄新ナル器具機械ノ發明及新生産方法ノ發見等ハ一部ノ勞働者ニ不利ノ影響ヲ與フルコトアルモ、斯カル影響ハ多クハ一時的ノモノニシテ永續的ノモノニ非ズ、産業

社會ノ一部ニ於テ過剩不用ニ歸シタル勞力モ、若シ其ノ國ノ産業狀態ニシテ不斷ノ活動力ヲ有スル時ハ、他ノ方面ニ之ガ用途ヲ發見スルコト決シテ難シトセザルガ故ニ、勞力ノ節約・生産費ノ減少・生産物ノ價格ノ低廉・市場ノ擴張・從テ利潤ノ増加ヲ來セル企業者等ハ、斯カル一時ノ失職者ニ對シテ失職保險若クハ其ノ他ノ方法ニ依リテ生活ノ保障ヲ與ヘ、新生産方法ノ採用ヲシテ徒ラニ産業社會ニ不安ヲ齎ス一原因タラシメザル様注意スルヲ要ス。

以上説述セル所ヲ要言セバ、現在及將來ニ於ケル産業社會ノ不安ヲ除去スル方法トシテハ、勞働者ガ互ニ團結シテ各種ノ組合ヲ組織スルガ如ク企業者モ亦一一定ノ地域内ニ於テ同種ノ事業ニ従事スル企業者ノ組合、(二)同種ノ事業ニ従事スル企業者ノ全國聯合ノ組合、(三)諸種ノ事業ニ従事スル企業者ノ地方的組合、(四)諸種ノ事業ニ従事スル企業者ノ全國聯合ノ組合ヲ組織シ、是等ノ企業者組合及之ニ匹敵スベキ勞働者組合ヨリ産業評議員ヲ選出シテ評議會ヲ組織セシ

メ、一國ノ産業上ニ關スル諸般ノ問題ヲ審議スルノ任ニ當ラシムベク、而シテ國家ハ是等ノ組合及評議會ノ組織ヲ公認シテ、之ヲ保護シ監督スルノ方針ニ出ヅベシトナスニ在リ。

固ヨリ前記ノ委員會ハ單ニ産業上ノ不安ノ原因及之ガ救済ノ根本方針ヲ研究シタルニ止マリ、之ヲ實際ニ適用スルニ當リテハ時及所ニ應ジテ適宜ニ斟酌ヲ加ヘ、其ノ細目ヲ決定セザル可カラズト雖ドモ、大體ノ主義トシテハ吾人ハ該委員會ノ提案ニ賛成ヲ表スル者ニシテ、コハ嘗ニ歐米諸國ノミナラズ、將來此ノ種ノ問題ニ逢着スベキ機會頗ル多キ我が國ノ如キニ於テモ參考ノ價值尠シトセザルナリ。